

令和5年度

事務事業評価の概要

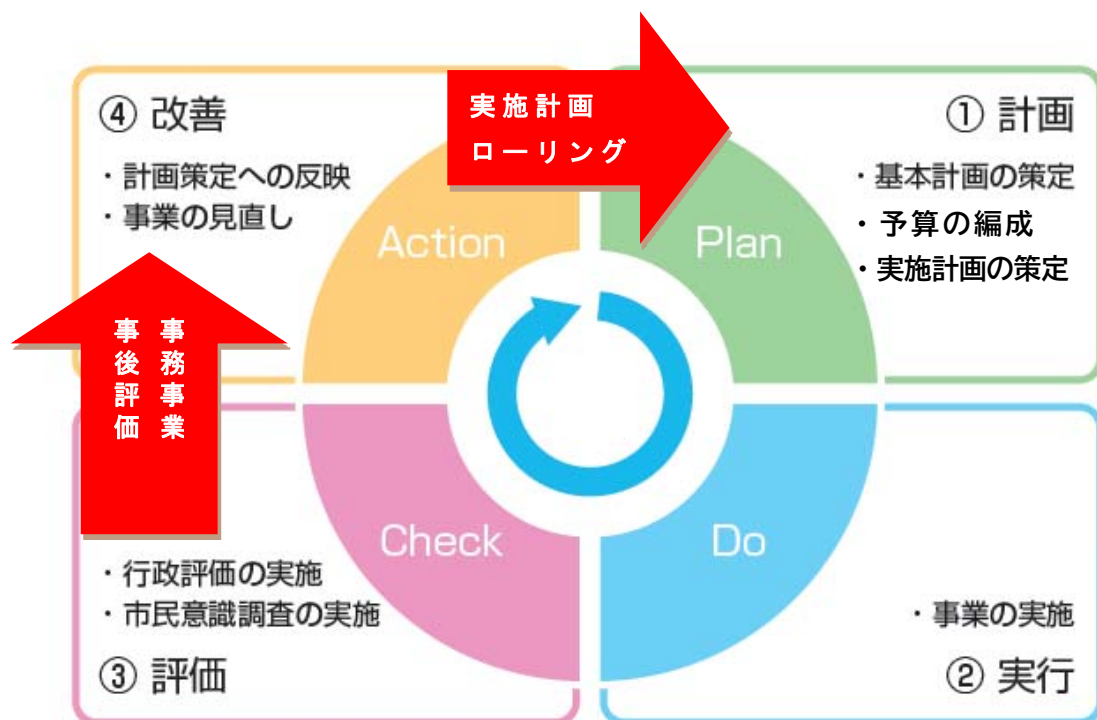
～事後評価編～

令和5年11月

伊勢崎市

【1】目的

令和元年度に策定した第2次伊勢崎市総合計画後期基本計画において、下図のとおり、事務事業《事後》評価（行政評価）は、総合計画の基本計画PDCAにおける「評価」（Check）を担うものです。「実行」（Do）した事業を「評価」し、次年度以降の計画の「改善」（Action）（事業の見直し）を図っていくことを目的としています。



【2】評価の方法

令和5年度の事務事業《事後》評価は、第2次伊勢崎市総合計画後期基本計画との連携強化を図るため、総合計画の実施計画事業に対する評価とし、併せて、事務の効率化等の観点から基本的には各部局内における内部評価により完結する実施方法としました。また、外部評価が必要であると思われる事務事業については、いくつかの事業を選定した上で、外部委員による評価を実施しました。

まず、事業担当課において、評価シートを使い、対象事業の妥当性・有効性・効率性・公平性の観点から事業内容をチェックし、各指標の推移や投入コストの把握などにより内容の分析を行い、1次評価(担当課長等)及び2次評価(部局長)を実施しました。

その後、庁内の「伊勢崎市行政評価委員会」（以下「行政評価委員会」という。）において、1次評価及び2次評価を参考に、市民委員から構成される「伊勢崎市行政改革推進及び行政評価市民委員会」（以下「市民委員会」という。）に諮るための事業を選定しました。選定された事業は、市民委員会で客観的な

外部評価を行い、結果を市長へ報告し、1次評価、2次評価及び外部評価をもとに最終評価を決定しました。市民委員会での評価やコメントは、事業担当課へフィードバックするとともに、予算編成担当課と情報を共有しました。

事業担当課は、部局内での評価や外部評価の結果により、対象事業の改善策を検討し、その後の事業計画や予算化につなげました。

【3】事業の方向性

評価に用いる事業の方向性は次のとおりです。

継続	より効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、事業を継続します。
一部改善	今までの事業の方向性を変えずに、事務のやり方等の改善を検討します。
大幅な改善	大幅な事務改善、事業の方向性の見直しを行います。事業の統合等も検討します。
休止	事業は完了していませんが、事業を休止します。
廃止	事業は完了していませんが、事業を廃止します
終了	事業が完了した、当初の目標を達成した、又は、制度が終了したため、事業を終了します。

1次評価及び2次評価の概要《事業担当課長等及び担当部局長等》

令和5年度事務事業《事後》評価の対象事業は、357事業です。

※各事業については別添の対象事業一覧表を参照

【1】1次評価結果に基づく事業の方向性

事業担当課長等が1次評価した結果は、

「継続」 322事業
「一部改善」 8事業
「終了」 26事業
「休止」 1事業 でした。

【2】2次評価結果に基づく事業の方向性

担当部局長等が2次評価した結果は、

「継続」 322事業
「一部改善」 8事業
「終了」 26事業
「休止」 1事業 でした。

市民委員会（客観的な立場からの検証）

第三者的な立場の視点を加味するため、市民の代表で構成された「市民委員会」により、外部評価を実施しました。

市民委員会では、事後評価の対象となる全322事業の中から、行政評価委員会において選定した事業について、事業担当課からの事業説明を受け、集中的な審議を行い、事業の方向性を次のとおり示しました。

市民委員会において審議した4事業の外部評価結果

審議番号	事業名	事業の方向性	意見
1	現年度滞納対策事業（口座振替 web 申込サービス事業）	継続	セキュリティや費用対効果等の課題に対応し、DX化により滞納対策の状況が良い方向に進んでいくよう積極的に取り組むこと。
2	高齢者生きがいづくり事業	大幅な改善	スマホ教室においては、スマホのリスクについても十分に啓発すること。また、高齢者がより生きがいを持って暮らしていけるよう、市が主体的、かつ、きめ細やかに事業を発展させていくこと。
3	公共交通利用促進事業（タクシー活用事業）	継続	他部署と重複する交通事業との線引きをきちんと整理し、事業の内容や対象を充実させていく方向で進めること。
4	常時啓発事業	継続	投票率の向上に向けて、子どもだけでなく親の世代への啓発を強化するなど、危機感を持って事業に取り組むこと。

最終評価の概要

1次評価、2次評価及び外部評価を踏まえた最終評価は、
「継続」 321事業
「一部改善」 8事業
「大幅な改善」 1事業
「終了」 26事業
「休止」 1事業 でした。

事務事業評価の結果については、次のような本市独自のシステムとの連携により活用します。

(1) 事務事業の改革、改善への取り組み

評価した結果を改革・改善に結びつけ、行財政運営の効率化などを図るための手法の1つとして、活用します。

(2) 市民への説明責任

行政評価に関する情報を市民へ公表することで、市民と情報の共有化を図り、説明責任を明確にし、良好な信頼関係を築きます。

(3) 総合計画の進行管理との連携

市の政策推進の柱である総合計画（実施計画）と行政評価を連携させ（目標による管理、推進、評価型）、行政評価システムを通して総合計画の進行管理を行います。

(4) 予算との連携

限られた財源で最大の効果を追求するため、行政の活動を統一的な基準で評価し、客観的な情報によって、改善すべき部分を予算編成に活用するとともに、総合計画と連携した一貫性のある政策形成と効率的な財政運営を行います。